

令和6年度

春近発電所大規模改修工事に伴う

地域共生促進事業（映像制作）

特記仕様書（案）

令和6年11月

長野県企業局

電気事業課

第1章 総則

1 適用

本特記仕様書は、長野県企業局電気事業課が実施する「令和6年度 春近発電所大規模改修工事に伴う地域共生促進事業（映像制作）」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本特記仕様書に明記されていない事項でも本委託業務遂行上当然必要と思われる事項等については、受託者の責任において完備するものとする。

2 業務目的

現在、大規模改修中の春近発電所は敷地及び建物内部の一部を一般開放することとして整備を進めている。その一環として、展示棟において、プロジェクターを使用した大型映像による、地域の歴史や環境の学習を目的とした映像の投影を行う予定であり、本業務ではこの投影映像の制作及び投影調整を行うものである。

3 業務概要

動画制作 一式

映像素材の撮影（冬・夏・秋 3回）及び動画編集 一式

※春の撮影は本契約とは別に発注する予定

メディアプレイヤーの設置・調整 一式

4 履行期間

契約日から令和8年1月27日（火）まで

5 適用規格

本業務に係る設計は、以下の基準・規格に基づき行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準及び同解釈
- (2) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本産業規格（JIS）
- (4) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (5) 電気協同研究会
- (6) その他関係基準・規格

6 業務対象地域

本業務の対象地域は、下記のとおりとする。

- (1) 撮影 長野県伊那市内※
- (2) 映像投影 長野県伊那市東春近 春近発電所敷地内展示棟1F学習スペース
※美和発電所、美和ダム、高遠ダム、春近発電所を含む三峰川周辺地域一帯

なお、詳細については「守秘義務対象開示資料」として配布するため、配布を求める者は別紙「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式2-1号）」及び「守秘義務に関する誓約書（様式2-2号）」を提出すること。また、「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式2-1号）」及び「守秘義務に関する誓約書（様式2-2号）」を提出していない者に対して「守秘義務対象開示資料」を開示する場合は別紙「第二次被開示者への資料開示通知書（様式2-3号）」を提出すること。

7 疑義の協議

この特記仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、監督員に協議し、監督員の指示を受けること。

第2章 春近発電所大規模改修工事に伴う地域共生促進事業（映像制作）に関する事項

1 映像概要

(1) 目的

長野県電気事業の始まりである美和・春近発電所について、三峰川総合開発事業の歴史や地域の発展を通して水力発電の役割を学べるコンテンツを作成する。

(2) 動画視聴対象者

地元地域をはじめとする一般見学者や小学生から高校生を対象とする。

(3) キーメッセージ

- ・洪水被害を引き起こす三峰川を地域発展に活用
- ・伊那谷の豊かな自然
- ・水力発電の役割及び仕組み
- ・企業局が目指す災害に強い地域連携型水力発電

(4) 表現方法

実写とCG動画の組合せ

(5) 動画の長さ

5分程度を想定

2 業務内容

(1) 打ち合わせ、協議、報告

契約締結後、速やかに業務内容の確認及び構成素案に関する打合せ協議を行う。着手時、中間（構成・脚本制作時）、映像編集時及び映像投影、完了時の4回を基本とし、必要に応じ追加の打合せを行うこと。なお、打合せ場所については、長野県企業局電気事業課（長野県庁）を想定している。

(2) 素材の収集

契約前の素材については、企業局が撮影した映像や画像は提供するが、契約後の必要な素材については受託者において撮影すること。なお、映像製作に当たってはスケジュールや内容等について委託者と協議の上、進めること。

(3) 映像規格

展示棟1F学習スペースの壁面に対し7台のプロジェクターを使用し3面投写する。シームレスなマルチプロジェクションを実現するために必要な解像度とすること。

(4) 編集

使用する音楽はオリジナル又は著作権等の一切の権利関係を受託者の責任で処理するものとし、BGMやインサート映像やCGなど効果的に使用すること。なお、著作権等の権利処理が必要な場合は、見積額の範囲内で受託者の責任において行うこと。

(5) 著作権等

ア 納品された映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は長野県企業局に帰属する。なお、当該映像及び画像については、企業局が実施する企画において活用することがある。

イ 受託者はこの映像の原板（編集済みでないマスター映像を含む）の全てについて、原則として成果品納品後、2年間保管すること。

ウ 上記の保管期限内における映像原板は、企業局の利用に供することを前提とする。企業局から原板提供の依頼があった場合には、受注者は依頼に応じるものとする。なお、その場合に係る経費の負担については、発注者と協議の上、決定するものとする。

(6) マルチディスプレイコントローラー/メディアプレイヤー

プロジェクターを含む映像設備は別紙のとおり別工事にて整備する。マルチプロジェクションを実現するために必要なマルチディスプレイコントローラーやメディアプレイヤーは本

業務内で選定・設置・調整すること。機器仕様は下表のとおりとする。

表-2.1 機器仕様

名称	仕様
マルチディスプレイコントローラー (メディアサーバー) / メディアプレイヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7出力以上対応 (プロジェクター7台分) ・ 機器使用にライセンスが必要な場合は含めること。 ・ 解像度は4K以上に対応すること。 ・ パワーアンプ接続にオーディオインターフェースが必要な場合は含めること。
コントロールPC	メディアサーバー / メディアプレイヤー用PC
バックアップ用メモリ	2TByte以上 (HDDやSDカード等)
液晶モニター	19インチ程度

(7) 投影

ア 別工事で設置するプロジェクターはエッジブレンディングを行うため、その調整に立会うこと。なお、調整時の確認事項は委託者、受注者、設置業者の3者で協議の上、決定することとする。

イ マルチプロジェクションを実現するためのマルチディスプレイコントローラーやメディアプレイヤーの設置・調整後、発注者の立会いにより映像の確認をすること。

(8) 成果品

映像データ (素材、完成品)

※本業務は国庫補助の対象であるため、撮影した素材データは全て提出すること。

完成図

取扱説明書

業務写真、記録

その他、提案事項による成果物 一式

3 保証期間

納入完了日の翌日から起算して1年間とする。この間に受注者の責任による不具合又は支障が生じた場合は、受注者側はその責任において発注者側が承認した方法及び期間内で取替え又は修理をおこなうこととし、修理部品等は再使用開始後1年間をさらに保証期間とするものとする。ただし、その不具合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、2年間とする。

第3章 雑則

1 安全管理

- (1) 作業実施にあたり、水陸交通の妨害や公衆への迷惑が生じないように、受注者の責任において十分な管理に努めること。
- (2) 作業実施にあたり必要に応じてヘルメット等を着用するなど、安全に留意すること。
- (3) ドローン撮影を行う場合は、周辺状況を十分に確認し安全運行すること。

2 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品に係る実施要領及び長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等は別添のとおり。

3 補助事業

本業務は経済産業省が定めた水力発電導入加速化事業費要綱第3条に基づく国庫補助金の公的資金を財源とした補助金の交付が採択されている。

(1) 契約書等

契約締結後、補助金申請機関へ契約書・見積書・実施体制図等の必要書類を送付する必要があるため、委託者の求めに応じ速やかに提出すること。

(2) 補助金対象外の作業

補助金対象外の作業項目は本業務に含まれていません。

対象外作業項目：春季の撮影

(3) 施工計画

本事業は令和7年度までの複数年補助事業となり、予め各年度の施工計画を申請済であるため、下記の事業スケジュールに基づき施工するものとする。

表-3.1 事業スケジュール

<令和6年度>

項目	令和6年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
撮影（冬季）											■	■	
撮影・製作・編集													
機器設置										■	■		
動作確認												■	
検収・支払												■	■
実績報告書提出													■

<令和7年度>

項目	令和7年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
撮影（春季） 【補助対象外】	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
撮影（夏季・秋季）・製作・編集				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
機器設置													
動作確認											■	■	
検収・支払												■	■
実績報告書提出													■

(4) 出来形

下記の年度ごと指定の出来形を完了し、中間検査又は竣工検査を受けること。

ア 令和6年度

撮影（冬季）、機器設置

イ 令和7年度

撮影（夏季・秋季）・製作・編集、動作確認

(5) 実績報告書

当該補助事業に関する検査、必要な書類等の作成等については協力すること。

電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、令和 6 年 4 月 1 日一部改定)

(目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等：電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

(対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

(経費の取り扱い)

第 5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

(要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省の「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]、電子納品等運用ガイドライン[業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理
- ・長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(index_c.xml、index_d.xml)により管理されるものとします。

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

○着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議する

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの論理ファイルフォーマット形式はJoliet※とし、DVD-Rの論理ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省から提供される最新版の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部(その他協議による)
上記以外	紙媒体	1部

②業務完成図書書類 電子媒体(CD-R・DVD-R) 2部(正・副)

紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

(電子納品の検査)

第 12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第 13 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t (ジョリエット)

マイクロソフト社が設計した、ISO9660 の拡張規格であり、1 文字 2 バイトで表現する Unicode を採用し、128 バイト (64 文字) までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどの OS が対応しており、Joliet を利用できないシステムでも ISO 9660 レベル 1 として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった 4 文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

(国土交通省電子納品運用ガイドラインによる)

【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(令和6年4月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品等要領 | 令和5年3月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領 | 令和5年3月 |
| ・ CAD製図基準 | 平成29年3月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準 | 令和5年3月 |
| ・ 測量成果電子納品要領 | 令和3年3月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領 | 平成28年10月 |

ガイドライン類

- | | |
|--------------------------|---------|
| ・ 電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】 | 令和5年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【業務編】 | 令和5年3月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン | 平成29年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【測量編】 | 令和3年3月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】 | 平成30年3月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- ・ 国土交通省から提供される電子納品チェックシステムの最新版
- ・ OCFの「SXF確認機能検定」に合格したソフトウェア
(CAD製図基準に基づいて作成された図面を見る場合)

○長野県では、工事帳票及び工事写真も電子納品の対象とし、原則1枚の納品媒体に格納することとします。格納された各データは、1つの工事管理ファイル(INDEX_C.XML、INDEX_D.XML)により管理されるものとします。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」
<http://www.cals-ed.go.jp/youryou-rev-20230323/>
- 電子納品チェックシステム http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/